

新旧対照表

浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱（平成23年告示第105号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱</u> (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 市長は、<u>重度障がい者の地域</u>における生活の支援を図るため、グループホームの施設整備に要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p><b>第2条</b> この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>重度障がい者</u> 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号から第7号までに定める状態にあるものとして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第21条第1項の規定による認定を受けている者</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>その他市長が特に認めた者</u></p> <p>(2) <u>グループホーム</u> <u>法第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う事業所をいう。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱</u> (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 市長は、<u>障がい者の地域</u>における生活の支援を図るため、グループホーム（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。以下同じ。</u>）の施設整備に要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p>

改正後	改正前
<p>(補助対象者等)</p> <p><b>第3条</b> 補助金の交付を受けることができるものは、本市においてグループホームの建物を所有して設置しようとする者若しくは所有して設置している者又はグループホームの建物を貸借して設置しようとする者若しくは賃借して設置している者とする。<u>ただし、市長が特に必要と認める場合には、市外においてこれらにより設置しようとし、又は設置している者に補助金を交付することができる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するグループホームの建物は、全ての居室について重度障がい者が入居することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>補助金の交付の対象となるグループホームは、法第36条第1項の規定により共同生活援助に係る指定を受けたものとする。</u></p> <p>(補助対象経費)</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>(補助金の額)</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>(交付の申請)</p> <p><b>第6条</b> 規則第3条第1項の規定による申請は、市長が定める期日までに、<u>浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付申請書</u> (別記第1号様式) に次の書類を添えて、行うものとする。</p> <p>(1)～(8)省略</p> <p>(交付の条件)</p> <p><b>第7条</b> 規則第5条の規定により付する条件は、<u>第2条に規定する重度障がい者を、当該施設整備による施設の開所後、常時入居させるものとする。</u></p> <p>(交付の決定の通知)</p> <p><b>第8条</b> 規則第6条の規定による通知は、<u>浦安市重度障がい者グループホーム</u></p>	<p>(補助対象者)</p> <p><b>第2条</b> 補助金の交付を受けることができるものは、本市においてグループホームの建物を所有して設置しようとする者若しくは所有して設置している者又はグループホームの建物を貸借して設置しようとする者若しくは賃借して設置している者とする。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p><b>第3条</b> 同左</p> <p>(補助金の額)</p> <p><b>第4条</b> 同左</p> <p>(交付の申請)</p> <p><b>第5条</b> 規則第3条第1項の規定による申請は、市長が定める期日までに、<u>浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付申請書</u> (別記第1号様式) に次の書類を添えて、行うものとする。</p> <p>(1)～(8)同左</p> <p>(交付の条件)</p> <p><b>第5条の2</b> 規則第5条の規定により付する条件は、<u>法第4条第4項に規定する障害支援区分が4以上である者について、当該施設整備により増加する利用定員の数に4分の1を乗じて得た数(その数に小数点以下の端数が生じたときは、四捨五入する。ただし、その数が1未満のときは、1とする。)</u>以上の者を、<u>当該施設整備による施設の開所後3年間、常時入居させるものとする。</u></p> <p>(交付の決定の通知)</p> <p><b>第6条</b> 規則第6条の規定による通知は、<u>浦安市障がい者グループホーム施設</u></p>

改正後	改正前
<p><u>施設整備費補助金交付決定通知書</u>（別記第2号様式）により行うものとする。 （実績報告）</p> <p><b>第9条</b> 規則第12条の規定による報告は、<u>浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金実績報告書</u>（別記第3号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>第3条第3項に規定する指定を受けたことを確認することができる書類</u></p> <p>(6) 省略 （補助金の額の確定の通知）</p> <p><b>第10条</b> 規則第14条の規定による通知は、<u>浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金額確定通知書</u>（別記第4号様式）により行うものとする。 （請求）</p> <p><b>第11条</b> 規則第15条の規定による請求は、<u>浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付請求書</u>（別記第5号様式）により行うものとする。 （補助金の概算払いの請求及び精算）</p> <p><b>第12条</b> 規則第16条第2項の規定による請求は、<u>浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払交付請求書</u>（別記第6号様式）により行うものとする。</p> <p>2 規則第16条第1項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに<u>浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払精算書</u>（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。 （補則）</p> <p><b>第13条</b> この要綱に定めるもののほか、<u>浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金</u>の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>別表（第4条・第5条）</p>	<p><u>整備費補助金交付決定通知書</u>（別記第2号様式）により行うものとする。 （実績報告）</p> <p><b>第7条</b> 規則第12条の規定による報告は、<u>浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金実績報告書</u>（別記第3号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 同左</p> <p>(5) 同左 （補助金の額の確定の通知）</p> <p><b>第8条</b> 規則第14条の規定による通知は、<u>浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金額確定通知書</u>（別記第4号様式）により行うものとする。 （請求）</p> <p><b>第9条</b> 規則第15条の規定による請求は、<u>浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付請求書</u>（別記第5号様式）により行うものとする。 （補助金の概算払いの請求及び精算）</p> <p><b>第10条</b> 規則第16条第2項の規定による請求は、<u>浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払交付請求書</u>（別記第6号様式）により行うものとする。</p> <p>2 規則第16条第1項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに<u>浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払精算書</u>（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。 （補則）</p> <p><b>第11条</b> この要綱に定めるもののほか、<u>浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金</u>の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>別表（第3条・第4条）</p>

改正後			改正前		
区分	補助対象経費	補助限度額	区分	補助対象経費	補助限度額
建物の所有権による設置	建物を購入する場合	省略 4,375,000円に当該利用定員の増加の数を乗じて得た額	建物の所有権による設置	建物を購入する場合	同左 2,500,000円に当該利用定員の増加の数を乗じて得た額
	建物を購入しない場合	省略 3,281,000円に当該利用定員の増加の数を乗じて得た額		建物を購入しない場合	同左 1,157,500円に当該利用定員の増加の数を乗じて得た額
建物の賃借権による設置	省略	3,281,000円に当該利用定員の増加の数を乗じて得た額	建物の賃借権による設置	同左	1,157,500円に当該利用定員の増加の数を乗じて得た額
別記			別記		
第1号様式 (第6条)			第1号様式 (第5条)		
浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付申請書			浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付申請書		
省略			同左		
年度浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。			年度浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。		
省略			同左		
第2号様式 (第8条)			第2号様式 (第6条)		
省略			同左		
浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付決定通知書			浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付決定通知書		

改 正 後	改 正 前
<p>年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>第3号様式（第9条）</b></p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金実績報告書</u></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった 年度浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金に係る実績について、浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>3 添付書類  (1)～(4) 省 略  (5) <u>第3条第3項に規定する指定を受けたことを確認することができる書類</u>  (6) <u>その他</u></p>	<p>年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p><b>第3号様式（第7条）</b></p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金実績報告書</u></p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった 年度浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金に係る実績について、浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>3 添付書類  (1)～(4) 同 左  (5) <u>その他</u></p>

改正後	改正前
<p><b>第4号様式（<u>第10条</u>）</b></p> <p>省略</p> <p><u>浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金額確定通知書</u></p> <p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした  <u>年度浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金の額</u>について、浦安市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり確定したので、通知します。</p> <p>省略</p>	<p><b>第4号様式（<u>第8条</u>）</b></p> <p>同左</p> <p><u>浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金額確定通知書</u></p> <p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした  <u>年度浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金の額</u>について、浦安市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり確定したので、通知します。</p> <p>同左</p>
<p><b>第5号様式（<u>第11条</u>）</b></p> <p><u>浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付請求書</u></p> <p>省略</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった  <u>年度浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金を</u>、浦安市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。</p> <p>省略</p>	<p><b>第5号様式（<u>第9条</u>）</b></p> <p><u>浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付請求書</u></p> <p>同左</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった  <u>年度浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金を</u>、浦安市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。</p> <p>同左</p>
<p><b>第6号様式（<u>第12条第1項</u>）</b></p> <p><u>浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払交付</u></p>	<p><b>第6号様式（<u>第10条第1項</u>）</b></p> <p><u>浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払交付請求</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="248 236 331 268"><u>請求書</u></p> <p data-bbox="600 316 689 347">省 略</p> <p data-bbox="197 395 1115 547">年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった 年度浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金を、浦安市補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。</p> <p data-bbox="600 595 689 627">省 略</p> <p data-bbox="197 675 533 707">第7号様式（<u>第12条第2項</u>）</p> <p data-bbox="248 754 1037 834"><u>浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払精算書</u></p> <p data-bbox="600 882 689 914">省 略</p> <p data-bbox="197 962 1115 1114">年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった 年度浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金について、<u>浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱第12条第2項</u>の規定により、次のとおり精算します。</p> <p data-bbox="600 1161 689 1193">省 略</p> <p data-bbox="248 1241 331 1273"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="208 1281 353 1313"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="174 1329 1115 1393">1 <u>この告示は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> <u>（経過措置）</u></p>	<p data-bbox="1227 236 1261 268">書</p> <p data-bbox="1585 316 1675 347">同 左</p> <p data-bbox="1171 395 2089 547">年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった 年度浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金を、浦安市補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。</p> <p data-bbox="1585 595 1675 627">同 左</p> <p data-bbox="1171 675 1507 707">第7号様式（<u>第10条第2項</u>）</p> <p data-bbox="1238 754 2000 786"><u>浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払精算書</u></p> <p data-bbox="1585 882 1675 914">同 左</p> <p data-bbox="1171 962 2089 1114">年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった 年度浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金について、<u>浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱第10条第2項</u>の規定により、次のとおり精算します。</p> <p data-bbox="1585 1161 1675 1193">同 左</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>2 改正後の浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。</u></p>	